

お知らせ

地籍調査事業を実施します

問産業課

☎(57) 4241

地籍調査は、国土調査法に基づき野木町が主体となって実施します。

調査区域内に土地をお持ちの方には、境界確認として立会いをしていただくこととなります。調査に伴う町民のみなさまの費用負担はありません。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

※調査に伴い土地の所有者・関係者への事業説明会を開催し、10月中旬～11月下旬に境界確認の立会いを予定しています。

◆地籍調査とは？

1筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・地積を調査し、近代的な方法で測量を行い、その結果を地図及び簿冊にすることを地籍調査といえます。その後、法務局で公図や土地登記簿を修正していきます。

◆どうして地籍調査をするの？

現在、法務局に備え付けられている公図や土地登記簿は、明治時代に作られたものが多く、お隣同士の境界トラブルや公共

事業が進められないなどの原因になっていきます。これらの問題を解消するために、正確な地図を作成し記録する必要があります。

◆地籍調査を実施するとどんな効果があるの？

- ①土地境界をめぐるトラブルの未然防止
- ②土地取引の円滑化
- ③公共事業の効率化
- ④災害復旧の迅速化
- ⑤課税の適正化

◆平成30年度地籍調査実施区域

◎大字若林の一部



『人権擁護委員の日』 特設人権相談を開催します

問生活環境課 ☎(57) 4132

人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を入権擁護委員の日としています。これにちなみ、人権擁護委員による「特設人権相談」を開催します。

☎6月1日（金）9時～12時
（受付は11時30分まで）

所 ホープ館1階相談室

（町老人福祉センター）

※人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している民間ボランティアで、あなたの街の身近な相談パートナーです。差別や虐待、パワハラ、嫌がらせ、いじめなどでお困りの方はお気軽にご相談ください。（相談無料、秘密厳守）



渡良瀬遊水地植物 観察会参加者募集

問未来開発課 ☎(57) 4260

渡良瀬遊水地は、ラムサール条約に登録された湿地であり、自然の宝庫となっております。ヨシ焼き後に急成長する植物の様子や春から初夏の貴重な植物たちを観察できる季節です。一緒に観察してみませんか。

☎5月29日（火）
10時～12時
集合9時50分

講師 加藤 裕一氏

定 先着15人

対 どなたでも可

¥ 無料

集合場所 野木ホフマン館

☎5月21日（月）までに問い合わせ

その他 歩きやすい靴、服装で

ご参加ください。

